

## 制限付き一般競争入札のお知らせ

次の通り「令和 3 年度 新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事」について、制限付き一般競争入札を行います。

令和 4 年 2 月 10 日

新西宮ヨットハーバー株式会社

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 令和 3 年度 新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事
- (2) 施工場所 西宮市西宮浜 4-16-1 新西宮ヨットハーバーセンターハウス屋上部
- (3) 工事概要 別添の設計図書（図面、特記仕様書等）に基づき、部分劣化補修、塗装替え・シーリング打替え、縦桶の新設などを、屋上屋根部に行うものである。
  - ① 屋根所在地 西宮市西宮浜 4-16-1 センターハウス屋上部
  - ② 施工範囲 センターハウス 西側大屋根のうち南側屋根
- (4) 工 期 契約日から令和 4 年 3 月 3 日(木)～令和 4 年 3 月 31 日(木)
- (5) 入札方式 制限付き一般競争入札
- (6) 契約締結予定日 令和 4 年 2 月下旬
- (7) 支払条件
  - ①前 払 金 なし
  - ②部 分 払 なし
  - ③契約保証金 なし

※工事代金の支払は竣工確認後の翌月末現金振込み払いとする。

#### 2 入札参加資格

入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 西宮市契約規則（昭和 39 年西宮市規則第 26 号）第 14 条第 1 項に定める西宮市（以下「市」という。）の令和 3 年度建築工事入札参加資格者名簿に掲載された建築工事の格付け等級が A 等級以上で登載されている同市内業者（西宮市内に本店〔本社〕

- を有する者[法人でないときは西宮市内に住所及び営業所を有する者])であること。
- (2) 西宮市指名停止基準(昭和63年4月1日から適用)に基づく指名停止期間の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)
- (4) 配置技術者の要件として、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。当該技術者は入札日において、①直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、②当該雇用期間が3ヶ月間経過しており、③当社発注の工事を除く、他の工事に従事していない者でなければならない。

### 3 入札手続等

#### (1) 設計図書等の交付

交付期間 令和4年2月10日(木)から令和4年2月16日(水)まで  
新西宮ヨットハーバー営業時間内(9時~17時)  
ただし、2月15日(火)から16日(水)の交付については、2月14日(月)17時迄の電話連絡が必要

交付場所 新西宮ヨットハーバー株式会社 財務課  
(住所 〒662-0934 西宮市西宮浜4-16-1)

#### (2) 入札参加受付・入札参加資格確認

受付期間 令和4年2月10日(金)から令和4年2月16日(水)まで  
新西宮ヨットハーバー営業時間内(9時~17時)  
ただし、2月15日(火)から16日(水)の交付については、2月14日(月)17時迄に電話連絡が必要

提出方法 持参

受付場所 新西宮ヨットハーバー株式会社 財務課  
(住所 〒662-0934 西宮市西宮浜4-16-1)

提出書類 ①令和3年度新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事  
入札参加申込書(様式1)  
②令和3年度新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事  
入札参加資格確認書  
(様式2 ※添付資料を含む)

入札参加資格確認結果の通知  
令和4年2月18日(金) 入札参加申込者に電子メールで通知する。

(3) 現地確認

現地を確認したい場合は、次のとおり事前に申し込んだ上で行う。

実施期間 令和4年2月10日(金)～2月21日(金) 9時～17時

申込先 新西宮ヨットハーバー株式会社 財務課  
(TEL 0798-33-0651)

申込方法 確認日の前日迄に9時～17時の時間帯で電話にて申し込む。

ただし、2月15日、16日、17日については、新西宮ヨットハーバーが臨時休業期間のため、3日間の現地確認については、2月14日(月)17時迄に申し込むこと。

(4) 質疑応答

入札等の内容に関する質疑は、次のとおりとする。

受付期間 令和4年2月18日(水)17時必着

提出様式 令和3年度 新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事  
質問書(様式不問 ※ただし簡潔にまとめる事)

提出先 新西宮ヨットハーバー株式会社 財務課  
(E-mail nakadate@sinnisi-yh.co.jp)

提出方法 電子メール(件名:「令和3年度 新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事に関する質問(企業名・質疑内容)」)

回答 提出された質疑への回答は、2月21日(月)夕方以降に随時、電子メールで回答する。

(5) 入札及び開札日時・場所

令和4年2月24日(木) 13時00分から

新西宮ヨットハーバー株式会社 センターハウス 2F シャイニーホール  
(住所 〒662-0934 西宮市西宮浜4-16-1)

4 入札方法等

(1) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。入札書は当社指定様式を使用すること。

(2) 入札に当たっては、工事内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、当社が定めた設計図書(参考資料等の内訳書を含む)と同程度の内容とし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当社社員を立ち合わせるものとする。
- (5) 入札の回数は 2 回までとする。なお、2 回目の開札をした結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、当該入札を不調とする。その際、当該入札における最低入札金額の提示者と、随意契約によるものとするところがある。

## 5 その他

- (1) 記載以外の事項は、別紙「入札のしおり」のとおりとする。
- (2) 入札保証金、契約保証金は不要。
- (3) 入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 入札結果に係る質疑・異議等については一切応じない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 落札者は、契約時に様式 3 の誓約書を提出のこと。

様式 1

令和 年 月 日

令和 3 年度新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事  
入札参加申込書

新西宮ヨットハーバー株式会社 様

新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事に入札参加します。

1 企業名

--

所在地等

所在地	印
商号	
代表者氏名	

連絡先	担当者所属・氏名
	(電話) (FAX)
	(E-mail)

様式 2

## 令和 3 年度新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事

### 入札参加資格確認書

1 企業名

--

2 本店(本社)の所在地

--

3 西宮市建築工事に係る入札参加者名簿における格付け等級

等級
----

4 配置予定技術者等の資格

氏 名	
所 属・役 職	
法令による免許・資格	

5 添付書類

チェック	添 付 書 類
	① 法人登記簿謄本(発行から3ヶ月以内のもの)
	② 令和3年度西宮市建築工事に係る入札参加者名簿の プリントアウト(※)
	③ 直近の西宮市建築入札施工実績を証する書面のコピー
	④ 上記4の免許を証する書面のコピー
	⑤ 西宮市の市税に未納がないことの証明書(発行から3ヶ月以内のもの)

## 誓約書

令和 年 月 日

新西宮ヨットハーバー株式会社 様

事業者

住 所

氏 名

⑨

弊社は、下記 1 の工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

### 記

#### 1 工事請負契約名

令和 3 年度 新西宮ヨットハーバー センターハウス大屋根改修工事

#### 2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
  - ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
  - イ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員
  - ウ 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としめないこと。
- (3) 受注者が前 2 号のほか本工事契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。